

## 大津市公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの通報等の処理に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する行政機関としての本市の機関に対する公益通報を適切に処理するために取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進し、もって市民生活の安定、社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法の例による。

### (公益通報の要件)

第3条 公益通報（大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）第4章に規定する公益目的通報以外の公益通報をいう。以下同じ。）は、次の各号で定める事項をすべて満たすものとする。

- (1) 法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている場合であること。
- (2) 金品を要求したり、他人をおとしめる等不正の目的でないこと。
- (3) 通報の内容が真実であると信じるに足る相当の理由があること。
- (4) 通報の内容について本市が処分又は勧告等の権限を有するものであること。
- (5) 通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報であること。

### (通報窓口)

第4条 公益通報及びこれに関連する相談を受け付けるため、総務部行政管理室に通報窓口を設置する。ただし、担当部署（本市において、通報された事実について処分又は勧告等をする権限に関する事務を所掌する部署をいう。以下同じ。）においても、公益通報及びこれに関連する相談を受けることができる。

2 通報窓口は、本市の機関に対する公益通報に関し、担当部署との連絡調整を行う。

### (相談があったときの対応)

第5条 通報窓口及び担当部署は、公益通報に関する相談があったときは、当該相談をした者に対して、助言その他の必要な対応を行うものとする。

### (通報があったときの対応)

第6条 通報窓口は、通報を受けたときは、担当部署と協議の上、当該通報を担当部署に引き継ぐものとする。

2 担当部署は、通報を受けたとき、又は前項の規定により通報を引き継いだときは、当該通報が第3条に規定する公益通報の要件を満たすか否かについて確認するものとする。

3 担当部署は、第1項の確認の結果、当該通報が第3条に規定する公益通報の要件を満

たすと判断したときは、当該通報者に対し、当該通報者の秘密が保持されることを説明した上で、当該通報者の氏名及び連絡先を確認するものとする。

4 担当部署は、前項の規定により当該通報者の氏名及び連絡先を確認することができたときは、当該通報を公益通報として取り扱うことを決定するものとし、当該通報者に対し、その旨を通知し、当該通報の処理に要すると見込まれる期間を通知するよう努めるものとする。

5 担当部署は、当該通報が第3条に規定する公益通報の要件に該当せず、又は当該通報者の氏名若しくは連絡先を確認することができなかつたときは、当該通報を公益通報として取り扱わないことを決定するものとする。この場合において、当該通報者の連絡先を把握しているときは、当該通報者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

(調査)

第7条 担当部署は、前条第4項の規定により通報を公益通報として取り扱うことを決定したときは、通報者が特定されないよう十分に配慮して、当該通報に係る調査を行わなければならない。

2 担当部署は、必要に応じて、法令の適切な執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーその他の事項に配慮の上、通報者に対して、調査の進捗状況について通知するものとする。

(是正措置及び調査結果等の通知)

第8条 担当部署は、前条第1項の調査の結果、当該通報に係る通報対象事実があると認められるときは、法令に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

2 担当部署は、前条第1項の調査の結果（前項の措置を講じた場合にあっては、当該調査の結果及び当該措置の内容）を、法令の適切な執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーその他の事項に配慮の上、遅滞なく、当該通報者に通知するものとする。

(情報提供としての取扱い)

第9条 担当部署は、第6条第5項の規定により当該通報を公益通報として取り扱わないことを決定した場合において、当該通報に人の生命、身体、財産その他の利益の保護のために有益な情報が含まれているときは、当該通報を情報提供として取り扱うものとする。

2 担当部署は、前項の規定により通報を情報提供として取り扱うこととしたときは、当該情報提供に関し必要な調査をするものとし、調査の結果、必要があれば、法令に基づく措置その他適当な措置を講ずるものとする。

(教示)

第10条 通報窓口及び担当部署は、通報を受けた場合において、当該通報された事実について本市の機関が処分又は勧告等の権限を有しないときは、当該通報者に対して、当該通報された事実について処分又は勧告等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

らない。

- 2 担当部署は、通報を受けた場合において、当該通報された事実について本市の他の担当部署が処分又は勧告等をする権限に関する事務を所掌しているときは、当該通報者に対して、通報窓口又は当該処分若しくは勧告等をする権限に関する事務を所掌する担当部署の連絡先を教示しなければならない。

(資料の管理)

- 第11条 通報窓口及び担当部署は、通報の処理に係る記録及び関係資料について、大津市文書取扱規程その他の定めに従い、適切な保存期間を定めた上で、通報者及び関係者の秘密保持に配慮し、適切な方法により管理しなければならない。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底、利益相反関係の排除)

- 第12条 通報または相談の処理に関与した者は、正当な理由なく通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報または相談の処理に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 職員は、通報対象事実に自らが関係しているときは、当該通報対象事実に係る公益通報の処理に関与してはならない。

(他の行政機関等への協力)

- 第13条 職員は、他の行政機関その他の公的機関から公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(その他)

- 第14条 この要領に定めるもののほか、外部の労働者からの公益通報の処理に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。